

倫理規定

平成 25 年 1 月 30 日承認制定
特定非営利活動法人 日本防火技術者協会

【前文】

防火技術者は、防火技術が人命や資産を守る重要な技術であることを十分に認識し、業務の履行を通して安全な社会の実現に貢献する。

防火技術者は、その使命を全うするため、品位の向上に努め、技術の研鑽に励み、国際的な視野に立って、相互の文化的価値を尊重するとともに、この倫理規定を遵守し、公正・誠実に行動する。

(公衆の利益の優先)

1. 防火技術者は、公衆の安全、健康及び福祉を最優先に考慮する。

(専門性の重視)

2. 防火技術者は、自分の力量が及ぶ範囲の業務を行う。

(真実性の確保)

3. 防火技術者は、報告、説明又は発表を、客観的かつ事実に基づいた情報を用いて行う。

(公正かつ誠実な履行)

4. 防火技術者は、公正な分析と判断に基づき、託された業務を誠実に履行する。

(不正や欺瞞の排除)

5. 防火技術者は、不正や欺瞞的行為をしてはならない。

(職能の尊厳)

6. 防火技術者は、倫理と遵法性を尊重し、責任を持って行動することで、職能の名誉と尊厳を維持向上させるよう努める。